政令第百八十二号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第四十七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一号に次のように加える。

ウ　サイバー事案（法第五条第四項第六号ハに規定するサイバー事案をいう。以下この表において同じ。）に関する警察に関すること。

別表第一の第三中「警務部の所掌事務」の下に「（サイバー事案に関する警察に関することを除く。）」を、「総務部」の下に「、サイバー事案に関する警察に関することを所掌するサイバー警察部」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百八十三号

令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和三十七年政令第四百三号」の下に「。以下「令」という。」を加え、「同令」を「令」に改める。

本則に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第三条　第一条の激甚災害（令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による災害で、東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係るものに限る。）についての法第十二条第一項の政令で定める日は、令第二十四条の規定にかかわらず、令和九年六月二日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

財務大臣　片山さつき

経済産業大臣　赤澤　亮正

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百八十四号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百七十六号を第四百七十七号とし、第四百七十五号の次に次の一号を加える。

四百七十六　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）

附　則

この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百八十五号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、並びに予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三十二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条を第三十六条とする。

第三十三条第一項中「第二十八条」を「第五十二条」に改め、同条第二項中「第二十八条本文」を「第五十二条本文」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十二条第一項中「第二十七条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同項第一号中「第二十五条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同項第二号中「第二十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第二項中「第二十七条第二項」を「第五十一条第二項」に、「第二十五条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条を第三十四条とする。